

山都町介護保険事業者における事故報告ガイドライン

介護保険被保険者等に係る事故報告について

介護サービス提供中に事故が発生した場合は以下の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が介護保険事業者には求められます

1. サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに山都町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（居宅サービス）

施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに山都町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。（施設サービス）

※通所サービス等の送迎・施設入所者の通院中も含まれるものとする。

2. 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

1. 報告を要する事故等

介護保険事業者は次の①～⑤に該当する場合、山都町等へ報告する。

項目	対象事例
①サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故	ア 職員（従業員）の過失及び利用者の自己過失の有無にかかわらず、外部の医療機関で治療を受けた場合（施設内での同程度の治療を含む） イ 利用者等とトラブルが発生することが予測される場合及び見舞金や賠償金を支払う場合
②利用者の離脱（徘徊・行方不明）	速やかに周辺や心当たりがある場所を探し、それでも見つからずに警察への協力を求めた場合
③食中毒及び感染症等の発生	法令により保健所等へ通報が義務付けられている感染症等の場合（注釈）
④職員（従業員）の法令違反・不祥事事件等	利用者の処遇に影響がある場合 例) 利用者からの預かり金の着服や横領、送迎時の交通事故（道路交通法）、利用者等の個人情報の紛失や漏洩等
⑤その他、報告が必要と認められる事故	例) 誤嚥、誤薬、利用者の財産を滅失させた場合

（注釈）報告が必要な食中毒及び感染症等の発生は次のとおりである。※新型コロナウイルス感染症も含む

- ・ 同一の感染症若しくは食中毒による疑いも含む死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ・ 同一の感染症若しくは食中毒の疑いも含む者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ・ 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場

2. 報告の手順

①第一報は、少なくとも別紙様式の 1 から 6 の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも 10 日以内を目安に行うよう努める。

(電話による報告ではなく、書面の報告をお願いします。)

②第一報後は、その後の変化等に応じて、定められた様式に記載したものを提出する方法により追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

3. 報告の様式

別紙様式「事故報告書」を用いる。

ただし、各事業者において既に作成された様式があるときは、必要な項目の記載があれば、それを用いても差し支えない。

2. 報告先

山都町への報告先は下記の通りとする。

提出方法は原則メールにより提出すること。

ただし、持参、郵送のいずれかにより、提出しても差し支えありません。(持参の場合は各支所でも可)

事業所において控えが必要な場合は、あらかじめ原本をコピーしたものを持参すること(コピーに受付印を押印します。)

〒861-3592

熊本県上益城郡山都町浜町 6 番地

山都町役場 福祉課 介護保険係

TEL 0967-72-1229 (直通)

E-Mail kaigo@town.kumamoto-yamato.lg.jp